

第11回 在宅レセプト勉強会

訪問看護指示書
特別訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

目次

テーマ

おわりに

1.訪問看護とは？

2.点数、算定要件の解説

3.実際の算定例

4.質疑応答

1.訪問看護とは？

『訪問看護』を行うために、 主治医が発行する指示書が必要！

訪問看護とは

- ・対象者が在宅で主体性を持って健康の自己管理と必要な資源を自ら活用し、生活の質を高めることができるようになることを目指し、訪問看護従事者は、健康を阻害する因子を日常生活の中から見出し、健康の保持、増進、回復を図り、あるいは疾病や障害に伴う影響を最小限にとどめ、また、安らかな終末を過ごすことができるように支援する。
- ・そのために、具体的な看護を提供し健康や生活の相談にも応じ、必要な援助の導入・調整を図る。（日本看護協会訪問看護検討委員会 1990年）

1.訪問看護とは？

具体的なサービス内容

- 病状や健康状態の管理と看護
- 医療処置・治療上の看護
- 苦痛の緩和と看護
- リハビリテーション
- 認知症、精神障がい者の人の看護
- 療養生活相談・支援、家族の相談と支援 …等

(出典：訪問看護活用ガイド 改訂版)

**主治医の指示＝訪問看護指示書
が必要！**

1.訪問看護とは？

訪問看護指示書の種類

- ①訪問看護指示書
- ②特別訪問看護指示書
- ③精神科訪問看護指示書
- ④精神科特別訪問看護指示書
- ⑤在宅患者訪問点滴注射指示書

発行できるのは
『精神科医』だけ。

2.点数、算定要件の解説

訪問看護指示料

… 300点

- ・ 診療に基づき訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、**月1回**に限り算定する。原則として**主たる傷病名の傷病名コードを記載すること**。
- ・ 同一月において**複数の訪問看護ステーション**等に対して訪問看護指示書を交付した場合であっても、当該指示料は**1月に1回を限度とする**。
- ・ 1指示書の有効期間は、**6ヶ月以内**に限る。
- ・ 精神科訪問看護指示料（300点）とは**併算定できない**。

2.点数、算定要件の解説

(別紙様式 16)

訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名	生年月日		年	月	日	(歳)				
患者住所	電話 () -									
主たる傷病名	(1)	(2)	(3)							
傷病名コード										
現在の状況 (該当項目に○等)	病状・治療 状況									
	投与中の薬剤 の用量・用法	1. 3. 5.	2. 4. 6.							
	日常生活 自立度	寝たきり度	J 1	J 2	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2
	要介護認定 の状況	認知症の状況	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	
	褥瘡の深さ	要支援 (1 2)		要介護 (1 2 3 4 5)						
	装着・使用 医療機器等	DESIGN-R2020分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 III度 IV度								
	留意事項及び指示事項	I 療養生活指導上の留意事項								

II	1. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護 1日あたり () 分を週 () 回
	2. 褥瘡の処置等
	3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
	4. その他
在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)	
緊急時の連絡先 不在時の対応	
特記すべき留意事項 (注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)	
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名)	
たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 (無 有 : 訪問介護事業所名)	

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

医療機関名
住 所
電 話
(FAX.)
医師氏名

事業所

殿

印

2.点数、算定要件の解説

特別訪問看護指示加算

… 100点

- ・ 診療に基づき急性増悪、終末期、退院直後等の事由により、**週4回以上**の頻回の訪問看護を行う必要を認め、**特別訪問看護指示書を交付した場合に月1回に限り100点を所定点数に加算する。**

(別に厚生労働大臣が定める者は月2回)

- ・ 気管カニューレを使用
- ・ 真皮を越える褥瘡

- ・ また、特別訪問看護の指示を出した診療の日から**14日以内**に限り実施するものであること。

2.点数、算定要件の解説

(別紙様式18)

特別訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

特別指示期間：2週間
点滴の指示期間：1週間

※該当する指示書を○で囲むこと

特別看護指示期間 (令和6年7月1日～令和6年7月14日)
点滴注射指示期間 (令和6年7月1日～令和6年7月7日)

患者氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ○ 年 ○ 月 ○ 日
○○○○	(○ 歳)
病状・主訴： 特別訪問看護指示書を発行する理由（症状等）を記載して下さい。 一時的に訪問看護が頻回に必要な理由： 例：○月○日、39度台の発熱。湿性咳嗽、痰がらみ出現。 脳梗塞後遺症で、麻痺・拘縮あり、痰の自己喀出ができないため、 頻回の痰の吸引が必要になっています。	
留意事項及び指示事項 (注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載して下さい。) 訪問看護への指示等を記載して下さい。 例：頻回の訪問が必要です。急変時にはご連絡下さい。	

点滴注射指示内容（投与薬剤・投与量・投与方法等）

抗生剤○○○ ○g + 生食 100ml / 日
実施について、毎日や週3回投与等の記載をお願いします。

緊急時の連絡先等

090-@x▲△-x○○○

上記のとおり、指示いたします。

令和 6 年 7 月 1 日

医療機関名
電 話
(FAX.)
医師氏名

印

訪問看護ステーション★★ 殿

2.点数、算定要件の解説

在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき） … 100点

- ・ 診療に基づき **週3日以上**の点滴注射を行う必要を認め、訪問看護師又は准看護師に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書＝在宅患者訪問点滴注射指示書を交付して必要な管理指導を行った場合に、**週1回に限り算定する**。
- ・ 1週間（指示を行った日から7日間）のうち、**3日以上**看護師等が患家を訪問して点滴注射を実施した場合に**3日目に算定する**。

2.点数、算定要件の解説

在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき） … 100点

- ・併せて使用する薬剤、回路等必要十分な保険医療材料、衛生材料は供与すること。

※薬剤料は、別に算定できる。

週3日以上実施できなかった場合においても、**使用した分の薬剤料は算定できる。**

※必要な回路等の費用は別に算定できない。

- ・医師が行った点滴注射は含まれない。

2.点数、算定要件の解説

在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき） … 100点

併算定できない管理料

- ・在宅中心静脈栄養法指導管理料
- ・在宅麻薬等注射指導管理料
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理料 又は
在宅強心剤持続投与指導管理料

2.点数、算定要件の解説

手順書加算

… 150点

- ・ **特定行為**に係る管理の必要を認め、主治医が手順書を交付した場合、**6ヶ月に1回を限度として算定する。**
- ・ 手順書を交付した主治医は、訪問看護ステーション等の看護師と共に、患者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること。

2.点数、算定要件の解説

特定行為とは

- ・実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38の行為をいいます。
- ・訪問看護において専門管理を必要とするものは以下となります。

気管カニューレの交換

胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

膀胱ろうカテーテルの交換

褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去

創傷に対する陰圧閉鎖療法

持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整

脱水症状に対する輸液による補正

2.点数、算定要件の解説

手順書とは

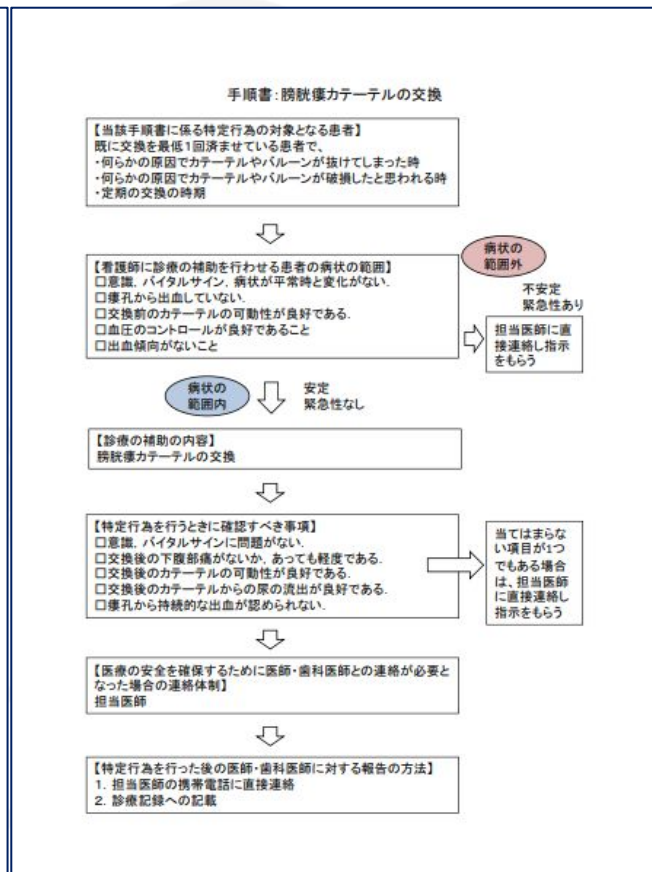
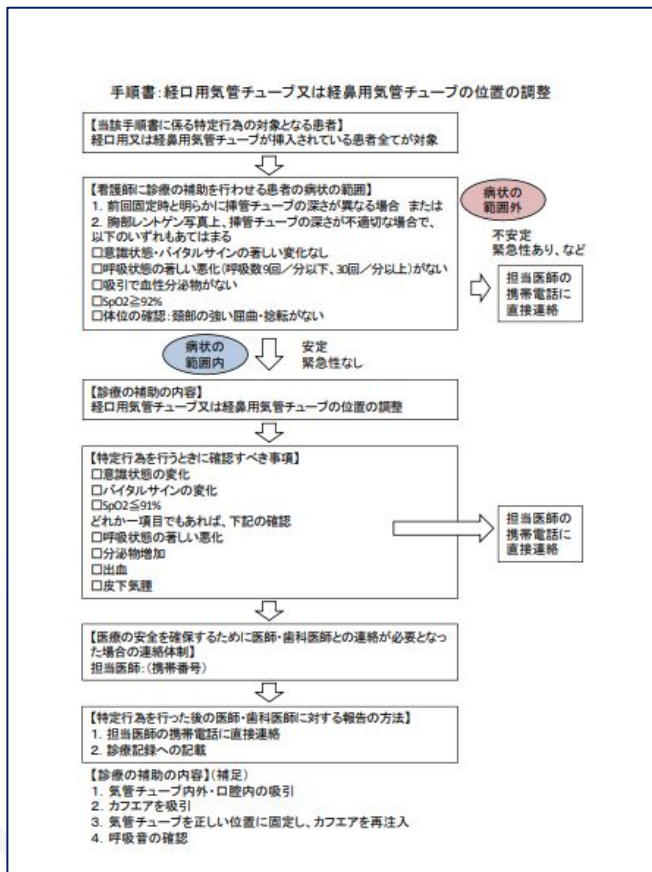
医師が看護師に特定行為を行わせるために、その指示として作成する文書。
具体的な記載事項は、以下があります。

- 1) 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- 2) 診療の補助の内容
- 3) 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- 4) 特定行為を行うときに確認すべき事項
- 5) 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- 6) 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

2.点数、算定要件の解説

手順書のテンプレート

※厚生労働省ホームページから
入手可能です。
(特定行為に係る手順書例集)



2.点数、算定要件の解説

衛生材料等提供加算

… 80点

- ・在宅療養において衛生材料等が必要な患者に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を基に、療養上必要な量について判断の上、**必要かつ十分な量の衛生材料等を患者に支給した場合に算定する。**

併算定できない管理料

- ・在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・在宅療養指導管理料

2.点数、算定要件の解説

算定名、加算名	点数
訪問看護指示料	300点（月1回）
特別訪問看護指示加算	100点（月1回） ※条件を満たせば月2回OK
在宅患者訪問点滴注射管理指導料	100点（週1回）
手順書加算	150点（6月に1回）
衛生材料等提供加算	80点（月1回） ※在医総管、施医総管等と併算定×

3.実際の算定例

同月に両方発行したケース



Aさん

- ・ 6月1日に、訪問看護指示書を発行。
指示期間は「6/1～6/30」。
- ・ 6月15日に急変したため往診を行い、
特別訪問看護指示書を発行。
指示期間は「6/15～6/28」の14日間。

6月の算定は・・・？

- ・ 訪問看護指示料（300点）
- ・ 特別訪問看護指示加算（100点）

400点

3.実際の算定例

特指示の期間が月を跨いだケース



Aさん

- ・ 6月に、
訪問看護指示書（6/1～6/30）
特別訪問看護指示書（6/30～7/13）を発行。
- ・ 訪問看護指示料は400点を算定。
- ・ 7月は、
訪問看護指示書（7/1～7/31）
特別訪問看護指示書（7/14～7/27）を発行。

3.実際の算定例

特指示の期間が月を跨いだケース



7月の算定は…？

- ・ 訪問看護指示料（300点）
- ・ 特別訪問看護指示加算（100点）

400点

Aさん

・ 特別訪問看護指示加算は月1回算定できるため、7月も算定可能。

※ 「6/30～7/13」の加算を6月に算定していなかった場合は、
「7/14～7/27」のものといずれか1つのみの算定となる。

4.まとめ、質疑応答

質疑応答

ご清聴ありがとうございました
ご不明点、ご質問はメールにてお問い合わせください。



info@medical-takt.com

次回：6月27日（金）13：00～